第明三治二十五種郵便物認可

平成２５年（フ）第６６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎142番地
破産者　斉藤　幸子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館201番地２　廻館仮設住宅14、住民票上の前住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字廻館98番地３
破産者　佐々木裕明
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第４２号
秋田県大仙市協和船岡字合貝45番地79
破産者　小田嶋了是
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第５１号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野41番地15、住民票上の住所秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野314番地
破産者　島川　　信
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第３３号
群馬県桐生市堤町３丁目５番20号　わたらせコーポＢ103、申立時の住所群馬県邑楽郡明和町入ケ谷257番地１
破産者　金子　　弘
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第９８５号
横浜市青葉区もえぎ野６番地３　アミティーもえぎ野102号
破産者　藤田　和男
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３０号
神奈川県茅ヶ崎市香川６丁目24番９号
破産者　楓川　　博
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９０号
横浜市磯子区磯子６―13―11　グレン磯子204、住民票上の住所東京都渋谷区神宮前２丁目34番５―504号
破産者　前田　幸香（旧姓草間）
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２９号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目97番地　和光ハウス202号
破産者　児玉　政信
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９５８号
横浜市港南区野庭町621番地　野庭団地２棟279号
破産者　佐々木靖記
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９７９号
横浜市港南区日野８丁目４番15号　ヨシミビル303号室
破産者　太田ハル世
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５９号
石川県かほく市木津ニ113番地、住民票上の住所金沢市泉野出町１丁目18番７号
破産者　西谷　英季
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第８８号
長野県松本市笹部２―２―15　サンハイツ笹部303、住民票上の住所長野県大町市平1976番地25
破産者　伊藤　景子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２３０号
静岡県浜松市中区菅原町１番５号　レジデンス浜松502号
破産者　福田　常典
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２４４号
静岡県浜松市中区神田町163番地　プリンスコート神田Ｂ号
破産者　樽松　宏泰
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５７号
京都府八幡市男山竹園３番地―Ａ19―106
破産者　下村商店こと　下村　寿夫
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４１４号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
破産者　植田　良子（旧姓堀田）
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１５号
香川県高松市香南町西庄1726番地１
破産者　植田　隆政
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係